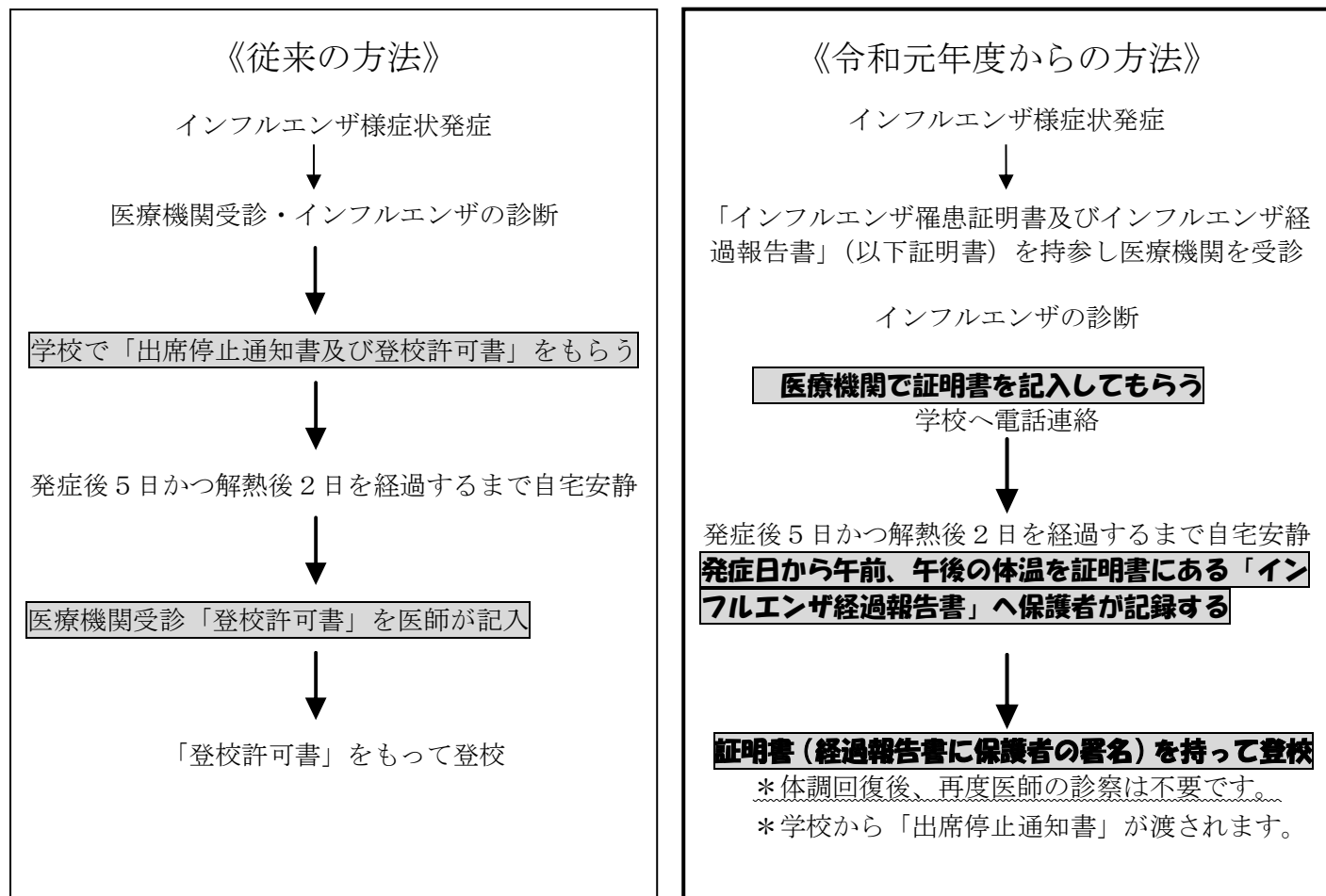


インフルエンザによる出席停止の様式変更について

令和元年11月より、インフルエンザの証明書取得に伴う児童生徒及び保護者の負担軽減のため、**田方地区の小中学校では「出席停止の様式」が変更されました。インフルエンザに罹患した場合は**、「インフルエンザ罹患証明書及びインフルエンザ経過報告書」（裏面参照）により登校再開の判断を行うこととなっています。昨年度もお知らせしましたが、変更点は下記のとおりですのでご確認ください。

なお、その他の感染症の出席停止は従来の形式で対応となります。保護者のみなさまには御迷惑をおかけいたしますが、出席停止の様式の変更について御確認の上、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

記



★「インフルエンザ罹患証明書及びインフルエンザ経過報告書」（以下証明書）は、今回配布したものを使用してください。各校のHPからダウンロードして使用してください。医療機関にも証明書を用意して下さっているところもありますが全てではありません。

*幼稚園・保育園・こども園については、各園の手続きに従ってください。

インフルエンザの発症から再登校までの流れ



令和2年度
保存版

1. インフルエンザ様症状の発症

「インフルエンザ罹患証明書及びインフルエンザ経過報告書（以下証明書）」を持参して医療機関を受診してください。

※証明書は各校のHPからダウンロードもできます

2. 医療機関受診・インフルエンザの診断・インフルエンザ罹患証明書の発行

医療機関でインフルエンザと診断されたら、医師に証明書を記入していただきます。証明書は医療機関においてある場合もありますが、ご自宅から持参した証明書を医師に提出してください。

*その他の証明書と同様、文書料が発生することがあります。

学校へインフルエンザと診断されたことを電話にてご連絡ください。

3. 体温の記録

証明書の下半分は「**インフルエンザ経過報告書**」です。登校再開の時に、医師の登校許可のための診察がなくなるかわりに、御家庭で午前、午後の体温を記録していただき、インフルエンザの登校基準の「**発症後5日かつ解熱後2日**」を確認してください。

4. 発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで自宅安静

インフルエンザを発症し、医療機関に受診した際に、医師に**発症日**を確定していただきます。受診前から熱が出ていたり、再受診時にインフルエンザの診断がついたりした時等はその旨を医師にお伝えください。医療機関で自宅安静期間についての説明があります。

インフルエンザの自宅安静期間は、「**発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで**」です。

***発症日とは**・・・インフルエンザの諸症状が出はじめた日です。

***発症後5日とは**・・・発症した日を0日とカウントし、そこから5日間（実質最短でも6日間）経過するまでとなります。

***解熱後2日とは**・・・平熱となった日を解熱0日とカウントし、そこから2日間となります。

***発症日からの熱の経過を記録する用紙**・・・登校可能になる日まで、午前と午後に熱をはかり、証明書の下の方（インフルエンザ経過報告書）に保護者の方が記入をお願いします。

証明書下の余白に保護者署名捺印を忘れずに記入してください。

5. 必要期間自宅で休んだ後、証明書をもって登校

***体調回復後、再度医師の診察は不要です。**

処方された薬によっては解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染・流行が懸念されますので、必ず出席停止期間を守ってください。

気になる症状があったり、症状が悪化する場合は再度医療機関を受診してください。

*学校で「出席停止通知書」をお渡しします。

インフルエンザ罹患証明書

氏 名 _____ 生年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

上記患者は、インフルエンザに感染しているものと証明いたします。

症状出現日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日（発症 0 日）

診 断 日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

医療機関名：

医師氏名又は代表者氏名： _____ 印

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項 インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く。）の出席停止期間『発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで』とされています。

※気になる症状等がある場合は、再度かかりつけ医へ受診してください。

医師からの注意事項

必ず保護者の方が
記入するようにお
願います。

インフルエンザ経過報告書（保護者記入）

発症日	日時	午前測定時刻：体温	午後測定時刻：体温
0 日目	12 月 1 日	午前 7 時 00 分：39.0 度	午後 5 時 00 分：39.0 度
1 日目	12 月 2 日	午前 7 時 00 分：38.5 度	午後 5 時 00 分：38.5 度
2 日目	12 月 3 日	午前 7 時 00 分：37.0 度	午後 5 時 00 分：37.0 度
3 日目	12 月 4 日	午前 7 時 00 分：36.5 度	午後 5 時 00 分：36.5 度
4 日目	12 月 5 日	午前 7 時 00 分：36.5 度	午後 5 時 00 分：36.5 度
5 日目	12 月 6 日	午前 7 時 00 分：36.5 度	午後 5 時 00 分：36.5 度
6 日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
7 日目		時 分： 度	時 分： 度
8 日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度

発症した日を 0 日として、そこから 5 日間（計 6 日間）は登校で
った日を解熱 0 日目とし、平熱で過ごせる日を 2 日間（幼児にあつ
とされています。

こちらの余白に忘れず
に保護者署名と捺印を
お願いします。

保護者署名

印

右の早見表 例 3 の場合です。

どの場合でも 5 日目までは出席停止です。

令和2年度
保存版

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。
平成 24 年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は

「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで」となっています。

これにより、「発症した後 5 日を経過」かつ「解熱した後 2 日を経過」の両方を満たす期間、登校することができ
ません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後 5 日は出席停止となります。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます（下表の例 4，例 5 参照）

発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状がはじまった日です。医師に症状を伝え、
指定された日が症状出現日となり 0 日目とします。

解熱後 2 日は平熱になった日を 0 日目とし、翌日を 1 日目、翌々日を 2 日目と数えます。



インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発 症 後							
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
例 1	発症後 1 日目に 解熱した場合 （最低基準）	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 2	発症後 2 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 3	発症後 3 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 4	発症後 4 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例 5	発症後 5 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。